

# 最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）取扱要領

（平成22年7月21日規程第19号）

## （通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付する最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、最先端研究開発戦略的強化費補助金交付要綱（平成22年6月22日文科科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

## （目的）

第2条 この取扱要領は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第3条の規定に基づき、若手・女性研究者が活躍する研究基盤等を強化するために振興会から交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## （交付の対象及び額）

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、国公立大学、大学共同利用機関法人及び独立行政法人（以下「大学等」という。）が行う交付要綱第4条第1項第1号（ロ）に基づいて行われる最先端研究基盤事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は予算の範囲内で定額とする。

## （交付予定額の通知）

第4条 振興会は、補助金を交付しようとする大学等及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その大学等（以下「補助事業者」という。）に対し交付予定額を通知するものとする。

## （交付の申請）

第5条 補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入れ控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定)

第6条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は前項の交付決定を行うにあたっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

4 振興会は、補助金の交付の条件（以下「交付条件」という。）として、必要な事項について定めるものとする。

5 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、当該交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また、支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として、補助事業の目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合はこの限りではない。

2 振興会は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(状況報告及び調査)

第10条 振興会は必要があると認めるときには、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後2ヵ月以内（廃止の承認を受けたときは、そのときから1ヵ月以内）に、また、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月30日までに別に定める様式により実績報告書を振興会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業者の支出が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づき承認をした場合はその承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 振興会は、補助金の交付の申請時において補助金に係る当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 振興会は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別に定める様式により消費税等仕入控除税額確定報告書を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第14条 振興会は、補助事業の中止又は廃止の承認をした場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法、施行令、その他の法令若しくはこの要領又はこれらに基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 振興会は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 振興会は、第1項第1号から第3号の取消しを行い、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 %の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第12条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

#### (財産の管理)

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らねばならない。
- 2 振興会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を振興会に納付させることができる。

#### (財産処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号に規定する財産は、1個又は1組の取得価額が50万円以上の財産とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、振興会が別に定める期間とする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ振興会の承認を受けなければならない。
  - 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

#### (経理の調査)

- 第17条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

#### (報告の公表)

- 第18条 振興会は、第10条、第11条第1項及び前条の報告について、その全部又は一部を公表することができる。

#### (その他)

- 第19条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。